

## 新年のご挨拶

京都労働局長 赤松 俊彦

新年、明けましておめでとうございます。

一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えることとお慶び申し上げます。

旧年中は、大嶋支部会長を始め役員及び会員の皆様には、労働行政とりわけ労働保険適用徴収業務の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

京都での生活も1年半になりました。いつの季節も古都では伝統・文化を大切にしていると感じます。設えや装いを取ってもそうですが、初夏には夏越の祓で水無月をいただき、師走は事始めでお事汁をいただき、お正月を迎える準備をします。南座にまねきが上がると年の瀬を感じさせてくれます。本年もこれからもずっと活力あふれる京都であることを願ってやみません。

京都府内の雇用情勢は、昨年10月の有効求人倍率は1.23倍と、持ち直しの動きが広まりつつありますが、一方で少子化等による人手不足の深刻化、原材料費の高騰による物価上昇等が続いており、今後ますます労働生産性を向上させることが重要になります。

そのため、企業は柔軟で多様な働き方を推進するとともに、エンゲージメントを醸成するなど人事制度・組織文化の変革を図ること、労働者は職務に必要なキャリアを主体的に形成すること、国は労働関係法令の履行確保はもとより、働き方改革に関する取組を積極的に支援することが重要と考えています。

社会構造が大きく変化する中で、次代を担う若者や現役世代が、ライフステージにおける様々な転機に応じて柔軟で多様な働き方を選択できるとともに、納得が得られる処遇を受けられ、地域の中で、子育てや介護と仕事を両立し、古都の伝統・文化とそれを支えるものづくりや歴史的景観を大切に守りながら、未来に明るい展望を持って暮らすことができる社会の実現に取り組んでまいりたいと思います。

このような観点から、女性活躍の推進やパート・アルバイトの方がいわゆる「年収の壁」を意識することなく働くことのできる環境づくり、最低賃金の引上げや物価上昇に負けない賃金の引上げ、人への投資（デジタル人材の育成やリモートワークの推進等）、建設事業、自動車運転者の業務、医師等に対する時間外労働の上限規制の適用、障害者雇用率の段階的な引上げなどの各種施策について、ご理解、ご協力をたまわることができれば幸いです。

また、誰もが安心して働くことのできる環境を整えるため、労働者のセーフティネットであり、各種施策の基盤となる労働保険制度がしっかりと運営されるよう尽力してまいりますとともに、引き続き全国労働保険事務組合連合会京都支部の皆様と連携を強め、労働保険未手続事業の一掃に向けて粘り強く取り組んでまいります。

結びにあたり、本年が一般社団法人全国労働保険事務組合連合会京都支部の皆様にとりまして、発展・飛躍の年になることを祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

# 労災保険料率

令和6年4月1日から令和7年3月31日(令和6年度)の労災保険料算出に用いる労災保険料率の改定が行われます。労災保険率は業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などが考慮され、原則3年ごとに改定が行われています。

## \* 今回の改定ポイント \*

- 労災保険率を業種平均で0.1/1000引き下げ(4.5/1000→4.4/1000)
- 一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率の改定(全25区分中、引き下げとなるのは5区分です。)
- 請負による建設の事業に係る労務費率(請負金額に対する賃金総額の割合)

弊組合員の皆さまには令和6年度より適用されます改定後の保険率表等を下記年度更新ご案内と共に送りしておりますので、該当業種や当該料率はそちらをご確認いただけますと幸いです。

## 労働保険年度更新

労働(労災・雇用)保険年度更新とは毎年4月1日から翌年3月31日までの年度を単位とし、【前年度の確定保険料】と【新年度の概算保険料】をあわせて計算し申告・納付することを言います。

弊組合へ事務委託をいただいております皆さまにつきましては、すでに年度更新のご案内(下書き用紙や改定後の保険料率表等)を送りしております(※弊所ホームページにおいてもエクセル様式の下書き用紙を掲載しておりますので是非ご利用いただければと存じます)。送りした下書き用紙では年度末である3月31日までの内容をお伺いしておりますので、下書き用紙裏面記載の注意事項を熟読いただき、お間違のないよう期日までのお送りをお願いいたします。また、労働局への提出後に修正等は出来かねますので予めご承知おきください。

現場労災保険(605)については元請工事の詳細を、雇用保険(602)や事務所労災保険(606)等については従業員の方々の賃金総額などを下書き用紙にて伺った後、弊組合にご委託いただいているすべての組合員様分を纏めて申告いたします。期日は4月19日(金)までとさせていただきます。全ての組合員様の申告書が揃わなければ提出が出来ませんので、お忙しい中大変恐れ入りますがご協力賜りますようお願い申し上げます。

## 『労働保険』は従業員だけでなく、会社の安全を守ります

労働保険は政府が管理・運営する“強制保険”です。労働(通勤)災害や失業等が発生した際に保険給付等をおこなうことにより労働者の福祉の増進を図る制度であり、原則として雇用形態にかかわらず労働者を一人でも雇っていれば労働保険の適用事業所となります。加入手続きの指導を受けたにもかかわらず手続きを行わない場合、事業主に罰則規定もあります。また労働災害が発生した場合、事業主から遡って保険料を徴収するほか、労災保険給付に要した費用の全部または一部を徴収される場合があります。

## ○ お願い ○

施主より発注される工事現場の労災保険加入義務者は元請業者となっておりますが、適用を受けられるのはこの現場で働く元請・下請の労働者のみであり、事業主(事業主の同居親族含む)はもちろん会社役員も原則労災保険の適用を受けられません。現在、労災保険に加入している法人および個人事業所であっても事業主・役員が自ら現場に従事することがある場合は特別加入制度以外には保護がありません(下請の場合も同じです)ので特別加入未加入の場合は加入をお勧め致します(労災保険の特別加入制度は、厚生労働省の認可を受けた労働保険事務組合を経由しなければ加入が出来ません)。また自社だけでなく現場において、労災保険に特別加入されていない特別加入制度対象者が居られる場合は、保険加入を促進していただけますと幸いです。お声がけいただけましたら説明に伺わせて頂きますので是非ご一報ください。(京都建設業事務組合 TEL:075-411-4848)

# 産業廃棄物講習会

産業廃棄物とは、事業活動に伴って生じる廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥や廃プラスチック類、木くずなど 20 種類の廃棄物のことです。これらは量に関する規定はなく、たとえ少量でも産業廃棄物とされます。産業廃棄物の処理は、大きく「収集・運搬」と「処分」に分けられます。

## 【収集・運搬】

排出された産業廃棄物を適切に処理(処分)できる場所に持っていくため、産業廃棄物を収集し運搬することを言います。排出事業者が自ら運搬を行う場合には許可は不要ですが、他の業者から委託を受けて収集・運搬を行う場合は【産業廃棄物収集運搬業許可】の取得が必要です。そしてこの許可は廃棄物を積む場所・降ろす場所いずれの都道府県においても許可を取得する必要があります。

複数の業者が入るケースも多い建設現場においては、原則として顧客から直接業務を受けた元請業者が排出事業者となります。その現場で発生した産業廃棄物の収集運搬を下請業者が行う場合、下請業者は産業廃棄物収集運搬業の許可を取得しておく必要があります。

2024 年度の講習会も【オンライン形式】と【対面形式】の 2 つの開催形式があり、オンライン形式は事前にパソコン等で講義動画を視聴した後、会場にて修了試験を受ける 2 段階形式。対面形式は会場にて講義・修了試験を受ける従前の方法で行われます。法人申請の場合は取締役等役員・個人申請は申請者本人が受けなければなりません。

オンライン形式講習会の試験は 4 月下旬、対面形式講習会は 7 月から順次開始します。(いずれも申込受付は 3 月 26 日に開始)

## (新規):講習会・収集運搬課程

《京都会場》京都リサーチパーク

【オンライン】2024 年 11 月 14 日

【対面】2024 年 7 月 3 日～4 日

《大阪会場》天満研修センター

【オンライン】2024 年 6 月 19 日・9 月 19 日・10 月 3 日・2025 年 2 月 14 日

【対面】2024 年 11 月 6 日～7 日・2025 年 1 月 15 日～16 日

## (更新):講習会・収集運搬課程

《京都会場》京都リサーチパーク

【オンライン】2024 年 7 月 5 日・11 月 14 日

【対面】2024 年 8 月 22 日・2025 年 2 月 19 日

《大阪会場》天満研修センター

【オンライン】2024 年 5 月 21 日・5 月 22 日・6 月 18 日・6 月 19 日・9 月 19 日・10 月 4 日

【対面】2024 年 7 月 10 日・2025 年 3 月 5 日

また、直近の決算書で“当期純損失”や“繰越損失金”が発生している場合には、別途具体的な対策を交えた書類を作成し提出しなければなりません。決算内容が不十分な場合や許可取得(新規・更新)についてのご相談は是非弊所へお電話ください。(TEL:075-411-8880)

## 決算後の提出は義務です

建設業許可を受けた建設業者は毎年決算終了後 4 ヶ月以内に【事業年度終了変更届】を提出しなければなりません。現在、過去 5 年間【事業年度終了変更届】未提出業者の建設業許可更新の受付は受理されません。弊所へ建設業許可更新・経営規模等評価審査申請(経審)をご委託いただいている業者様につきましては適時ご案内をお送りしており、決算報告書や工事経歴書などを頂戴した後弊所より提出をさせていただいております。

# “組合報 あゆみ”に関するお知らせ

遡ること約 50 年前。

『人にはそれぞれのあゆみがあるように、企業にもそれぞれのあゆみがある。

そして、その人のあゆみ、その企業のあゆみは、それぞれの生きざまを表現している。』

弊所代表である辰野六雄がそんな想いを抱き刊行しました“組合報 あゆみ”は昭和 52 年 8 月に創刊され、これまでの約 50 年、組合員の皆さまや関わってくださった方々のご協力により日々進化を遂げて参りました。これもひとえに日頃ご教示いただき、多大なるご協力をいただいている組合員の皆さまやお取引先の皆さまのおかげであると弊所スタッフ一同心より感謝申し上げます。

さて、このたび弊所では年 6 回発行をしております組合報に関し、近年の自然環境意識の高まりやインターネットの普及によるデジタル環境への移行などの時代の移り変わりを鑑み、**紙媒体での発行を令和 6 年 7 月号より廃止**し、今後は弊所ホームページにて掲載することといたしました。これまでもホームページに掲載はしていましたが、これを機に【より見やすく・よりわかりやすく】を心掛け、白黒の紙面ではわかりづらい部分はカラーにてご案内する等、少しずつではありますがこれからもパワーアップ出来ればと考えておりますので、何かお気づきの点がございましたらお声がけいただけますと幸いです。

また、これまでと同様に紙媒体での送付をご希望の場合は、ご連絡を頂けましたら従来通りお送りさせていただきますのでこちらも気軽にお声がけください。

弊所のホームページでは建設業の皆さまへ向けた官公庁からのお知らせや改正事項などを随時ご案内しております。弊所からのお知らせや建設業許可・経営規模等評価申請(経審)はもちろん、労働保険や産業廃棄物などに関するお知らせも定期的に更新をしております。また、事業年度終了変更届(決算変更届)に関する工事経歴書の下書き用紙などをエクセルにて掲載しておりますのでご活用いただけますと幸いです。

「京都建設業事務組合」または「辰野行政書士事務所」で検索いただくか、アドレスバーに「tatsuno.jp」とご入力の後、ご高覧いただけますと幸いです。

京都建設業事務組合  
辰野行政書士事務所



## 不当要求防止責任者講習

『不当要求防止責任者講習』とは、暴力団など反社会的勢力からの不当な要求による被害を防止するために、暴力団等の活動実態や不当要求の手口等を知り適切に対応することが重要であり、その対応方法を取得するため、責任者に向けて講習を行っています。(※受講に関する費用は無料)

この責任者は必ずしも役員である必要はなく、社会的経験が豊富で経営方針あるいは業務内容を把握している業務の統括管理者が望ましいとされています。この講習に有効期限はありませんが、定期的な受講により各省庁の競争入札参加資格にて主観点の加点となる場合があります。例えば、京都府・京都市ではそれぞれ独自に加点となる指定期間があり、その期間内に受講している事業所に対して加点を行っています(当該行政に申請をされている業者様で、該当期間対象外予定の業者様には近日中に改めてご案内をお送りします)。

○受講までの簡単な流れ○

1. 責任者選任届出書を事業所の所在地を管轄する警察署(刑事課)もしくはオンライン申請にて提出する
2. 講習の通知はがきが届く
3. 責任者講習を受講する
4. 受講修了証が交付される

詳細は、(公財)京都府暴力追放運動推進センター(TEL:075-451-8930)までお問合せください。